

## 第67号議案

### 小野加東広域事務組合同規約の一部変更の件

小野加東広域事務組合同規約の一部を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により協議する。  
よって、地方自治法第290条の規定により、議決を求める。

令和元年9月3日提出

加東市長 安田正義

### 小野加東広域事務組合同規約の一部を変更する規約

小野加東広域事務組合同規約（平成元年2月27日兵庫県指令地第49号）の一部を次のように変更する。

第3条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第4条中「小野市」を「小野市万勝寺町435番地の88」に改める。

第5条中「8名」を「6人」に、「4名」を「3人」に改める。

第7条第1項及び第8条第1項中「1名」を「1人」に改める。

第9条第1項中「2名」を「2人」に改め、同条第2項中「1名」を「1人」に改める。

第11条第1項第1号を削り、同項第2号中「第3条第2号から第4号まで」を「第3条」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「第3条第2号から第4号まで」を「第3条」に改め、同号を同項第2号とし、同条第2項中「前項第2号」を「前項」に改める。

第12条を削り、第5章中第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この規約は、令和2年4月1日から施行する。

#### （事務の取扱い）

2 小野加東広域事務組合の農業共済事業及び農業経営収入保険事業に関する事務は、令和2年4月1日以後兵庫県農業共済組合がこれを行う。

#### （組合議員に関する経過措置）

3 この規約の施行の際現に組合議員である者の人数が改正後の第5条の定数を超えること

となる関係市の組合議員の人数は、関係市の議会において組合議員の選出が行われるまでの間、なお従前の例による。

## 第67号議案 要旨

### 小野加東広域事務組合規約の一部変更（要旨）

#### 1 協議理由

令和2年4月1日に兵庫県農業共済組合が設立され、小野加東広域事務組合の共同処理する事務の一部を移管することに伴い、小野加東広域事務組合規約の一部を変更する必要性が生じたため。

#### 2 協議内容

小野加東広域事務組合（以下「組合」という。）の共同処理する事務の一部を兵庫県農業共済組合に移管することに伴い、組合の共同処理する事務等を変更すること。

#### 3 施行期日 令和2年4月1日

## 新 旧 対 照 表

現 行	改 正 後
<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 この組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) <u>農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく農業共済事業及び農業経営収入保険事業に関する事務</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(組合事務所の位置)</p> <p>第4条 この組合の事務所は、<u>小野市</u>に置く。</p> <p>第2章 組合の議会</p> <p>(議会の組織及び議員の選出)</p> <p>第5条 この組合の議会(以下「組合議会」という。)の議員(以下「組合議員」という。)の定数は、<u>8名</u>とし、次に掲げる市ごとの定数を関係市の議会において当該議員のうちから選出する。</p> <p>小野市 <u>4名</u>、加東市 <u>4名</u></p> <p>(議長及び副議長)</p> <p>第7条 組合議会は、組合議員の中から議長及び副議長各<u>1名</u>を選出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3章 組合の執行機関等</p> <p>(管理者、副管理者及び会計管理者)</p>	<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 この組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(組合事務所の位置)</p> <p>第4条 この組合の事務所は、<u>小野市万勝寺町435番地の88</u>に置く。</p> <p>第2章 組合の議会</p> <p>(議会の組織及び議員の選出)</p> <p>第5条 この組合の議会(以下「組合議会」という。)の議員(以下「組合議員」という。)の定数は、<u>6人</u>とし、次に掲げる市ごとの定数を関係市の議会において当該議員のうちから選出する。</p> <p>小野市 <u>3人</u>、加東市 <u>3人</u></p> <p>(議長及び副議長)</p> <p>第7条 組合議会は、組合議員の中から議長及び副議長各<u>1人</u>を選出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3章 組合の執行機関等</p> <p>(管理者、副管理者及び会計管理者)</p>

第8条 この組合に管理者1名、副管理者1名及び会計管理者1名を置く。

2～7 (略)

(監査委員)

第9条 この組合に監査委員2名を置く。

2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちから各1名を選任する。

3 (略)

(経費支弁の方法)

第11条 この組合の経費は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額を関係市に分賦する。

(1) 第3条第1号に規定する事務に要する経費

補助金のほか、条例に定める賦課金その他の収入をもって充てる。

(2) 第3条第2号から第4号までに規定する事務に要する経費

当該事業から生じる収入、補助金等を除くほか、所要金額の10分の5を均等に、10分の3を人口に、10分の2を利用実績にあん分して分賦する。

(3) 第3条第2号から第4号までに規定する事務に係る建設等に要する経費

補助金を除くほか、所要金額の10分の1を均等に、10分の9を人口にあん分して分賦する。

2 前項第2号に規定する人口は直近の国勢調査による。

(地方公営企業法の適用)

第8条 この組合に管理者1人、副管理者1人及び会計管理者1人を置く。

2～7 (略)

(監査委員)

第9条 この組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちから各1人を選任する。

3 (略)

(経費支弁の方法)

第11条 この組合の経費は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額を関係市に分賦する。

(1) 第3条に規定する事務に要する経費

当該事業から生じる収入、補助金等を除くほか、所要金額の10分の5を均等に、10分の3を人口に、10分の2を利用実績にあん分して分賦する。

(2) 第3条に規定する事務に係る建設等に要する経費

補助金を除くほか、所要金額の10分の1を均等に、10分の9を人口にあん分して分賦する。

2 前項に規定する人口は直近の国勢調査による。

第12条 この組合の会計のうち第3条第1号の事務に、地方公営  
企業法（昭和27年法律第292号）第2条第3項の規定に基づ  
き、同法の財務規定等を適用する。

第5章 補則

（地方自治法の準用）

第13条 （略）

（補則）

第14条 （略）

第5章 補則

（地方自治法の準用）

第12条 （略）

（補則）

第13条 （略）